

令和8年度生産性向上・人手不足対策事業費補助金に関するFAQ（よくある質問）

No	項目	質問	回答
1	対象者	申請できるのは1法人1施設のみですか。	1法人で複数事業所（施設）を申請することが可能です。なお、高齢分野と保育分野等、分野の異なる複数の事業所について補助金を申請される場合は、分野ごとに申請書を作成し、書類提出先にそれぞれ提出してください。（手引き4（1）を参照）
2	対象者	きょうと福祉人材育成認証制度の宣言・更新について教えてください。	京都府福祉人材サポートセンター事務局（電話075-693-8703）にお問い合わせください。（ホームページ： https://kyoto294.net/welfare/seido/ ） なお、補助対象期間中に宣言期限が到来する場合は宣言更新手続きが必要となります。
3	セミナー	申請要件である生産性向上に関するセミナーは、1日のみの参加でも補助金申請は可能ですか。	1日だけの参加でも補助金申請は可能です。対象のセミナーについては、ホームページから「事業概要チラシ」もしくは「申請の手引き（手引き2（1）を参照）」をご確認ください。
4	セミナー	1法人で複数事業所（施設）分を申請する予定ですが、セミナーは法人から1名参加したらよいでしょうか。	原則として事業所（施設）ごとに受講いただく必要があります。受講職員がいくつかの事業所を兼務している場合、兼ねて受講いただくことも可能です。
5	セミナー	過去に受講したことがある場合、今回も受講する必要がありますか。	今回も要件となっているいずれかのセミナーを受講いただく必要があります。
6	交付申請	交付申請書等に押印は必要ですか。	交付申請書等に押印は必要ありません。ただし、口座振替依頼書（口座登録申出書）について、口座名義人が法人代表者と異なる場合など、委任が必要な場合、委任状に委任者（法人代表）の押印が必要となります。
7	交付申請	申請すれば必ず採択されますか。	申請された事業が要件を満たしている場合において、採択します。なお、申請額が予算額を超えた場合は、交付額の調整（減額）を行うことがあります。
8	交付申請	他の補助金との併願申請は可能ですか。	他の制度において併願が認められる場合にあつては、併願申請は可能です。ただし、他の補助金、助成金等の交付を受けている費用については、補助対象経費に計上できませんのでご注意ください。
9	対象事業	いつから事業を開始したものが対象となりますか。	交付決定以降に開始した事業が対象となります。ただし、令和8年4月1日以降に開始している事業について、事前着手届が提出されている場合は事前着手が可能です。交付決定までは事業の採択及び補助額について確約されませんので、ご注意ください。
10	対象事業	本事業において対象とならない経費はありますか。	交付要領別表2に規定する経費以外のものは対象外としています。 （例：メンテナンス費用、運搬費、保険料、消費税等） また、汎用性があり目的外使用になり得るものへの経費も対象外（※）としています。 （例：事務用のパソコン・タブレット端末、スマートフォン、プリンタ、車両等） （※）ただし、本事業に限定して使用されるものについては事業計画より別途判断
11	対象事業	事業の対象期間内に事業が完了する見込みがないのですが、この場合でも補助の対象となりますか。	本事業の対象は対象期間内に完了した事業に限ります。 （事業対象期間：令和9年1月31日まで）
12	対象事業	事業完了に伴う業者への支払いは事業の対象期間内に行う必要がありますか。	補助金の適正な執行の観点から、原則、対象期間内に支払いまで完了してください。
13	事業実施	交付決定後に事業内容を変更したい場合、どのような手続きが必要ですか。	交付決定後に事業内容を変更する場合は、変更の前にあらかじめ、変更承認申請書を提出してください。なお、交付申請額の増額については、認められません。 また、軽微な変更（導入する製品のメーカーの変更等）は提出不要です。 交付決定前に事業の内容変更を希望する場合は、ご連絡ください。 ※ご連絡等がなかった場合は、補助金の支払いができなくなることがあります。
14	事業実施	申請をしましたが、事業の中止を検討しています。どのような手続きが必要ですか。	交付決定後に事業を中止する場合は、中止の前にあらかじめ、事業中止（廃止）申請書を提出してください。 交付決定前に事業を中止する場合は、中止が判明した時点でご連絡ください。 ※予算に限りがありますので、必ずご連絡ください。
15	事業実施	交付決定後に住所や代表者等が変更となった。どのような手続きが必要ですか。	実績報告書の提出時等において、変更後の住所や代表者等がわかる資料を提出してください。 なお、代表者等の変更の場合は、口座振替依頼書についても、変更後の内容で改めて提出してください。
16	事業実施	交付申請書や実績報告書について、提出期限までに提出できない場合、補助金はもらえないですか。	提出期限までに提出いただけない場合、補助金の交付はできません。